益田市社会福祉協議会
地域福祉活動助成金

高齢者や障がい者、児童等の福祉をはじめ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、ふれあい豊かな福祉のまちづくり」の実現のため、共同募金等を財源として、益田市内で行なわれる先駆的・モデル的な下記のような地域福祉活動事業に対して、助成対象経費総額の３／４以内とし、かつ一事業２０万円（年間）を限度として助成する制度です。

社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業

・広報紙の発行
・福祉講演会、福祉映画会、福祉展示会の開催
・高齢者、障がい者、母子、父子等ふれあい交流事業
・ボランティア、青少年健全育成指導者の養成訓練事業

在宅福祉等普及向上事業

・在宅介護者に対する介護技術の指導、講演、情報提供
・地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス
・地域の実情に応じた在宅保健福祉サービスに係る調査
・その他在宅保健福祉の普及向上に資する事業

健康・生きがいづくり推進事業

・健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催
・健康、生きがいづくりマニュアルの作成等啓発普及
・地域の実情に応じた健康、生きがいづくりに係る調査研究
・その他健康、生きがいづくりの推進に資する事業

ボランティア活動活性化事業

・ボランティア団体の活動資材等の整備
・ボランティア団体のネットワーク化のための事業
・ボランティアに対する研修、講習
・その他ボランティア活動の活性化に資する事業

地域福祉の向上に関する事業

・上記以外の保健福祉の向上に資する事業

まずは、益田市社会福祉協議会
地域福祉課へご連絡ください。
※申請書類などをお渡し致します
（HPからもダウンロード出来ます）

申込締切日
令和8年 5月15日（金）※必着
助成決定まで申請締め切り日から1カ月程度かかります。

社会福祉法人 益田市社会福祉協議会 地域福祉課
〒698-0036 島根県益田市須子町3-1
TEL:22-7256 FAX:23-4177 HP:http://masuda-shakyou.or.jp/

地域福祉活動助成金　概要

目的

この助成金は、社会福祉法人益田市社会福祉協議会が、益田市内で行なわれる先駆的またはモデル的な地域福祉活動に対し助成することにより、高齢者や障がい者、児童等の福祉をはじめ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、ふれあい豊かな福祉のまちづくり」の実現に資することを目的としたものです。

助成対象者

市内に所在の営利を目的としない団体（NPO法人、住民組織、住民参加型市民活動団体、福祉団体、ボランティア団体等）

助成対象事業

1. 社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業
2. 在宅福祉等普及向上事業
3. 健康、生きがいづくり推進事業
4. ボランティア活動活性化事業
5. その他、地域福祉の向上に関する事業

助成対象となる事業は令和8年7月1日から翌年3月31日までに行われる事業とする。

＜助成対象として馴染まない事業＞

1. 毎年恒例行事として開催されている、施設、団体、地区のふれあい祭等のイベントで、活動基盤が確立していると思われるもの。（但し新規開催の場合は除く。）
2. これまでに本助成金の対象となった事業と同一の内容とみなされる事業。
3. 単に器具や用具等の購入。

助成額

1. 助成は、本会の当該年度予算額の範囲内で行なう。
2. 助成金額は助成対象経費総額の3／4以内とし、かつ一事業20万円を限度とする。
3. 助成対象事業において参加費等を徴収する場合は、徴収した参加費等の収入額を総事業費から減額した額を助成対象事業費とする。

申請

申請締切日 令和8年 5月15日（金） ※必着

※助成決定まで申請締切日から1ヶ月程度掛かります。

まずは、益田市社会福祉協議会 地域福祉課へご連絡ください。
申請書類などをお渡し致します。（HPからもダウンロード出来ます）

社会福祉法人 益田市社会福祉協議会　地域福祉課
〒698-0036　島根県益田市須子町3-1
TEL：22-7256　FAX：23-4177　HP：http://masuda-shakyou.or.jp/